破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６８号
さいたま市大宮区三橋１丁目679番地１
破産者　宮崎　建之
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
さいたま市大宮区桜木町４丁目961番地
破産者　千代延　敦
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
茨城県那珂郡東海村東海１丁目５番８号、旧住所茨城県那珂郡東海村舟石川駅西３丁目６番28号（秋葉マンション）
破産者　秋葉　　賢
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１２号
茨城県那珂郡東海村東海１丁目５番８号、旧住所茨城県那珂郡東海村舟石川駅西３丁目６番28号（秋葉マンション）
破産者　秋葉　悦子
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１８号
茨城県水戸市田谷町4930番地の３
破産者　山本　恭平
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第５２６号
埼玉県富士見市関沢２丁目20番29―105号、前住所埼玉県富士見市東みずほ台２丁目28番地４　高橋マンション　307
破産者　織原　正一
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７４号
埼玉県狭山市入間川２丁目23番５号　216
破産者　若尾　哲夫
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２１６号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井東１丁目６番地３
破産者　増田　浩志
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３１３号
名古屋市名東区平和が丘５丁目64番地　シティコープ平和が丘602号
破産者　野々垣貞務
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７１号
愛知県半田市住吉町３丁目109番地の６　久平荘201号
破産者　野原　陽二
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５０号
名古屋市緑区桃山３丁目1302番地　県営緑黒石住宅５棟102号
破産者　ソリューションコーディネーターM'ｓ　ｎｏｔｅこと　村井　博史
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５０９号
愛知県日進市赤池町村東104番地１　レオネクストクレセント赤池203
破産者　鬼頭　明子
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９１号
名古屋市中川区荒子４丁目317番地　マンション扇菊401号
破産者　鍵谷　剛司
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２２号
広島県廿日市市佐方４丁目３番15―102号、申立時の住所広島県廿日市市可愛11番29―707号
破産者　大場　衆一
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８６号
愛媛県四国中央市川之江町2529番地229　ロイヤルハイツ105号、前住所愛媛県四国中央市三島宮川３丁目20番22号
破産者　渡辺　清彦（旧姓渡邊）
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２７号
大阪府大阪市城東区東中浜４丁目１―10シャトー錦生801、前住所大阪府大阪市城東区東中浜６―１―27
破産者　髙橋　正司
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１５８号
鹿児島県鹿児島市山田町364番地（サンステージＡ103号）、破産手続開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市東谷山７丁目27番３号
破産者　松元　辰郎
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６５号
鹿児島県鹿児島市錦江台２丁目14番26号（リリーハイツ201号）
破産者　松元　史久
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係